

スポーツ仲裁及びスポーツ調停制度の抜本的な充実・強化に関する政策提言

文部科学副大臣
鈴木 寛 殿

2009年12月15日
一般財団法人 日本スポーツ仲裁機構
代表理事 道垣内 正人



2003年に設立され、2009年からは一般財団法人となった日本スポーツ仲裁機構（以下、「JSAA」といいます。）は、スポーツ法の透明性を高め、国民のスポーツに対する理解と信頼を醸成し、個々の競技者と競技団体との間の紛争の仲裁・調停による解決を通じて、スポーツの健全な振興を図るために活動をしています。私どもは、スポーツ界での争いごとについて、出るところに出ればきちんとした解決が与えられるという安心感をアスリートに提供するとともに、競技団体のガバナンスを健全化することが重要であると確信しております。人の支配ではなく、「法の支配」がスポーツ界に行き渡ることによって、アスリートは伸び伸びとスポーツに打ち込むことができるようになり、社会一般もスポーツを心置きなくエンジョイできるようになることが私どもの理想です。

具体的な JSAA の活動内容は、スポーツ仲裁及びスポーツ調停の管理・運営、競技団体・競技者に対する制度の説明会、社会一般への啓発活動（スポーツ仲裁シンポジウム）等です（別添資料1）。また、JSAA はドーピング紛争について日本ドーピング防止規程に従い、日本ドーピング防止規律パネルの決定に対する不服申立機関として重要な役割を担っています。しかし、まだまだ JSAA の活動に対するスポーツ界の理解は十分ではなく、JSAA の果たすべき役割を十分に果たせる状況にないため、法令上の位置づけを含め、抜本的な充実・強化が必要であり、下記の提言をする次第です。

[提言事項]

- (1) 現在構想されているスポーツ基本法において、スポーツの健全な発展を支えるインフラストラクチャーのひとつとして、ドーピングを含むスポーツに関する紛争について専門的知見に基づいて公平・中立な観点からの確かつ迅速な解決を図る制度（スポーツ仲裁及びスポーツ調停）について法令上明確にするとともに、コンプライアンスの徹底等各競技団体のガバナンスの確立に向けて必要な措置を講じること。

(理由)

競技者が競技団体を相手として仲裁や調停を申し立てるには、裁判とは違い、「仲裁合意」又は「調停合意」が必要となりますところ、競技団体が仲裁・調停に応ずることを拒否する例が少なからず発生しております（拒否事例は仲

裁・調停合わせて7件)。JSAAとしては、競技団体にスポーツ仲裁の意義を説明し、競技者からの仲裁申立てがなされた場合には自動的に仲裁に応じる旨の条項(自動受諾条項)を競技団体の規則等に盛り込むことをお願いしております。しかし、現状では、日本オリンピック委員会、日本体育協会及びその加盟・準加盟の団体というトップレベルの競技団体のうち、約40%しか自動受諾条項を採択しておりません。このような状況を変えるには、法律及び基本計画において、スポーツ仲裁及びスポーツ調停について、そのうち特にスポーツ仲裁について競技団体がアスリートからの申立てがあった場合にはこれに応ずることを義務化する等、明確な制度上の位置づけが与えられることが不可欠であると考えます。ちなみに、アメリカでは、Ted Stevens Olympic and Amateur Sports Act(1978年制定、1998年改正)に、オリンピックへの代表選手選考等の紛争はアメリカ仲裁協会の仲裁により解決することが明記されています。

(2) 次期スポーツ振興基本計画において、スポーツ仲裁及びスポーツ調停を安定的に提供できるような基盤の整備を盛り込んでいただきたい。

(理由)

スポーツ仲裁及びスポーツ調停という紛争解決制度を提供する仕組みを維持する運営費が現状では十分ではありません。JSAAは、日本オリンピック委員会・日本体育協会・日本障害者スポーツ協会の3団体からそれぞれ年間300万円の特別維持会員会費(合計900万円)をいただき、これに若干の寄付金を加えた範囲で運営されております。しかし、仲裁を行うに必要な経費は1件あたり約50万円を要するにもかかわらず、アスリートが経済的負担を理由に泣き寝入りするという事のないようにするため、アスリートが申立人となる場合には5万円の申立料金を支払えばよいこととしております。そのため、案件が増えれば増えるほど、JSAAの負担は大きくなる構造になっています。また、仲裁及び調停の管理という専門的能力を有する人材の継続的確保が不可欠であり、人件費は相当の割合を占めることとなります。運営費の制約からサービスの低下を来すことがないよう最大限の努力をしておりますが、すでに限界に達しております。この点でも、スポーツ仲裁及び調停の社会的位置づけが明確化され、安定した運営を可能とする基盤整備が必要な状況にあります。

以上

* 「仲裁」とは、仲裁をする旨の両当事者の合意を前提に、両当事者が選定した仲裁人が裁判と同様の方法で事実関係を認定し、最終的に仲裁判断という形で解決を与え、これは両当事者を拘束するという紛争解決方法です。これに対し、「調停」は、調停をする旨の両当事者の合意を前提に、両当事者が選定した調停人が、両当事者の争いを解決するためのアドバイスを行い、時機が熟せば調停案を示すこともあり、それを両当事者が受け容れれば解決に至るといった紛争解決方法です(調停案に拘束力はなく、いずれかの当事者が拒否すれば、不調となり、手続は終了します)。このように、仲裁も調停も、両当事者の合意が手続利用の前提です。